

岐阜県公報

第二千六百二十三号
平成二十七年二月十七日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課)

九一^{ページ}

指定訪問看護事業者等の指定

(同)

九二

指定医療機関の名称の変更の届出

(同)

九二

指定医療機関の廃止の届出

(同)

九二

指定医療機関の指定辞退

(同)

九三

道路の区域変更

(道路維持課)

九三

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課)

九三

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課)

九四

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同)

九四

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課)

九五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課)

九五

土地改良区役員の退任

(岐阜農林事務所)

九六

岐阜県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
たじみ陶都眼科	多治見市前畑町四 一 二 一 三	平成二六・一〇・一
榎橋齒科医院	羽島市竹鼻町丸の内四 七八	同
サンファーマシー養老薬局	養老郡養老町押越五四四 二	同
中部薬品 前畑薬局	多治見市前畑町四 一 一 一 二	同
薬局 ふるゝる	大垣市東前三 四 二	同
大手町薬局	美濃加茂市大手町二 三〇	同
大垣歯科医師会休日診療所	大垣市恵比寿町南七 一 一 四	同

松永耳鼻咽喉科医院 大垣市大村一 一四三一 平成二六・一一・一
 わかくさ総合歯科クリニックス 関市野切北二二 一 同

岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院 揖斐郡揖斐川町三輪二五四七 四 同

ツキのエデンタルクリニクス 大垣市中川町二 四八八 一 同

うさぎ薬局 惠那市長島町中野二 八 一一 同

中部薬品 広見薬局 可児市広見字中反田一九九九 一 同

貴船薬局 平田店 海津市平田町三郷六三三 一 同

岐阜県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
一般財団法人中津川訪問看護ステーション	中津川市かやの木 町一 一七	一般財団法人中津川訪問看護ステーション	中津川市かやの木 町一 一七	平成二六・〇・三
惠那市長 惠那市長島町正家	一 一	市立惠那病院訪問看護ステーション	惠那市大井町二七 二五	平成二六・〇・一

社会福祉法人和岐 岐阜市寺田七 九 訪問看護ステーション北方 三 九〇 本巣郡北方町柱本 平成二六・二・一

岐阜県告示第八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 大橋クリニックス	各務原市鵜沼各務原町五 一七 一	平成一七・四・一
旧 大橋産婦人科		

岐阜県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 三代 表 者 の 氏 名 近藤 和仁
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市牛牧九三四番地五 K、Sマンション一〇二号

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者及びその家族に対して、安心安全な生活を維持するために、各種の保健・福祉サービスを総合的に享受できるようにそれぞれの関係機関と連絡調整を図りながら、豊かな日常生活の継続に必要な支援を提供する事業を行うとともに、子どもから高齢者までの市民全体に対して、スポーツ活動の振興支援を実施することにより、地域の保健と福祉及び地域住民の健康増進や世代間の交流と生きがいの創出に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十七年二月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年二月五日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社パロ一
- 三 建物の名称及び所在地
ホームセンターパロ一北方店

本巣郡北方町高屋西部土地区画整理事業地二十街区七画地 外

- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十七年九月二十四日
- 五 店舗面積
八、五九四平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
三五九台
- 七 荷さばき施設の面積
六八四平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
 なお、その変更届出書等は平成二十七年二月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年二月六日
- 二 届出者の氏名又は名称
有限会社おかげ
- 三 建物の名称及び所在地
ヒバリヤ多治見店
- 四 変更した事項
多治見市光ヶ丘三丁目四三番地の一 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒバリヤ 岸山 惣憲 外二者

静岡市清水区折戸一丁目六番十号

(変更後) 株式会社ヒバリヤ 岸山 和弘 外二者

静岡市清水区押切一九四一番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年二月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年二月六日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社おかげ

三 建物の名称及び所在地

ヒバリヤ多治見店

多治見市光ヶ丘三丁目四三番地の一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社ヒバリヤ及び株式会社エスケーアイ 午前九時三十分～午前零時

株式会社グオ 午前十時～午前二時

(変更後) 株式会社ヒバリヤ及び株式会社エスケーアイ 午前九時～午前零時

株式会社グオ 午前九時～午前二時

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川1期地区 (新ため池)	中津川市役所	平成二七・二・一七から 同二七・三・一七まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市清見町三日町及び牧ヶ洞の一部(三日町・牧ヶ洞)

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

五 調査を行った者の名称
 岐阜県高山市（清見町三日町及び牧ヶ洞の一部）の地籍簿
 岐阜県高山市（清見町三日町及び牧ヶ洞の一部）の地籍簿
 認定年月日
 平成二十七年二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
 平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市清見町牧ヶ洞の一部（牧ヶ洞）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（清見町牧ヶ洞の一部）の地籍簿
 岐阜県高山市（清見町牧ヶ洞の一部）の地籍簿

五 認定年月日
 平成二十七年二月十七日

一 調査を行った者の名称

岐阜県知事 古田 肇

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
 平成二十七年二月十七日

白川町森林組合

二 調査を行った地域
 岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井休石）

三 調査を行った期間
 平成二十三年度から平成二十六年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿
 岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認定年月日
 平成二十七年二月十七日

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。
 平成二十七年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
中濃用水 土地改良 区連合	平成 二七・一・三	監事	村瀬 弘義	岐阜市粟野東三丁目 四八一番地